

下郷町は

新婚生活を 応援します



新婚世帯の
引越し費用や家賃など

1世帯あたり

最大 **30** 万円

【補助対象経費】

- ・住宅購入費用
- ・賃貸に係る賃料、敷金、礼金等
- ・引越費用

※ただし、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費

《対象世帯》 次の要件をすべて満たしている世帯

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること
- 前年の夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること
- 対象となる住居が下郷町内にあり、申請時に夫婦の双方の住民票が対象となる住居にあること
- 他の公的制度における家賃補助等を受けていないこと
- 町税等の滞納がないこと
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者がいないこと

